

(表)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 終 了 証 明 書 交 付 年 月 日	年 月 日
※ 終 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

申 込 者	本 籍				写 真 (縦 3.0 cm × 横 2.4 cm)	
	住 所	〒	—	都道府県		
	(ふりがな)					
	氏 名			性 別		男・女
	生 年 月 日	年	月	日生		
	勤 務 先 其 他 の 連 絡 先					
	受 講 希 望 年 月 日					

(申請者の氏名)

印

実 施	※ 受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日)	※ 修了検査の結果	合 ・ 否	
	※ 受講場所				
	※ 受講番号				

- 記載要領
- ※印欄には記載しないこと。
  - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

(裏)

### 注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を終了しても道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18 歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けられなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは同法第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者